

台風第19号被害による福祉サービス事業所の再開支援に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和元年12月17日

提出者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 久野三男

台風第19号被害による福祉サービス事業所の再開支援に関する意見書

台風第19号による水害により多くの郡山市民が被害を受けた。とりわけ障がいのある人たちを支えてきた障がい福祉サービス事業所の被害による事業所の休所や仮再開の状況の長期化は、障がいのある人たちやその家族にとって大きな心労となっている。

障がい福祉サービス事業所も、懸命な努力により復旧作業に取り組んできたが、全壊となる水害にあった事業所は、自助努力だけでは再開が難しい状況にある。

今回、国の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の通知が届き、この国庫補助金による災害からの復旧を検討したが、「賃貸の建物は対象にならない」「移転による再開は対象にならない」「原状復旧以外は対象にならない」とのことであった。

その他の公的支援がないなか、国からの社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が頼りではあったが、郡山市の障がい福祉サービス事業所のほとんどが賃貸での運営であり、障がいのある人たちの命を守るために安全な場所への移転や安全を確保するための現状を強化した改修ができないことで、ほとんど利用できない制度となっている。

現在、被害にあった障がい福祉サービス事業所は、民間支援団体の協力でかろうじて仮再開に至っている。しかし、今後、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を災害で苦しむ多くの事業所が活用し、障がい者を含む災害弱者が安心して支えを受けられるよう、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を賃貸の施設も対象にすること。
- 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を移転での復旧も対象にすること。
- 3 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を原状より安全な復旧も認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月17日

郡山市議会